

備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱(令和4年備前市告示第2号。以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、同条第1項の一般競争入札(以下「入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件(以下「入札参加資格」という。)を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 告示の日から過去2年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当しない者
- (3) 個人の場合は備前市内に住所を、法人の場合は日本国内に本店を有し、国税、県税及び市税を滞納していない者
- (4) 自動販売機の設置業務について、告示の日において引き続き3年以上営業を行っている者
- (5) 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条第1号から第4号までの規定に該当しない者(入札参加者が法人の場合には、役員にこれらの規定に該当する者が含まれていない者)
- (6) 本店所在地及び備前市において、告示の日から過去3年間、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく行政処分を受けていない者
- (7) 災害協定を自動販売機設置初年度中に締結できる者。なお、既に協定をしている者については、同協定を継続できることとする。新たに締結する災害協定の内容については、契約後に協議の上決定する。

(入札の公告)

第3条 市長は、自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、入札により契約を締結しようとするときは、政令第167条の6第1項の規定による公告(以下「公告」という。)を行い、その周知を図るものとする。

2 前項の公告には、当該入札に係る最低設置料率を明示するものとする。

(入札参加資格審査)

第4条 入札に参加を希望する者は、公告において指定する期日までに、別に定める申請書等を市長に提出し、入札参加資格を有することの参加承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定による申請を審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果を書面等により当該申請者に通知するものとする。

(入札の執行等)

第5条 入札の執行については、次に定めるところによる。

- (1) 市長は、前条の規定による資格確認の結果、参加資格が4者未満であっても入札を執行することができる。
- (2) 入札の執行回数は、1回とする。
- (3) 入札参加者は、別に定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、公告において指定した日時及び場所において、市長の指示により提出しなければならない。
- (4) 郵便による入札は、認めない。
- (5) 同一人が代表者となる法人等は、重複して入札に参加することはできない。
- (6) 入札参加者は、市長から示された募集要項等その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- (1) 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届(様式第9号)を契約担当課に提出しなければならない。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第8条 市長は、次に該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。
 - (2) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項の規定により入札を中止した場合も、同様とする。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において、原則として入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加することのできない者のした入札
- (2) 談合による入札(談合情報の内容と同様の内容の結果となった場合を含む。)
- (3) 最低設置料率(要綱第3条第2項に規定する最低設置料率をいう。以下同じ。)未満の入札
- (4) 入札書の設置料率、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は改ざん訂正した入札
- (5) 同一の入札について、2以上の入札をした者のした入札

- (6) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆及び消せるボールペン書きの入札
- (7) 郵便又は電信による入札
- (8) 備前市契約規則(平成 17 年備前市規則第 47 号)第 14 条の規定に違反する代理人のした入札

(落札候補者の決定)

第 11 条 市長は、最低設置料率以上の率で最高の設置料率をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者が、入札日から貸付契約締結の日までに、入札参加資格の要件を欠くこととなった場合は、当該候補者の入札を無効とし、次に高い率をもって入札した者を落札候補者とする。

(同価入札の取扱い)

第 12 条 同価札の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない市職員に、くじを引かせるものとする。

(入札結果等の公表)

第 13 条 市長は、落札候補者を決定したときは、速やかに落札結果を公表するものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関し必要な事項は、別に定める。